

平成23年度第2回年金業務監視委員会

平成23年5月31日

【郷原委員長】 定刻となりましたので、ただ今より平成23年度第2回年金業務監視委員会を開催いたします。

なお、村岡委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

本日は、第3号被保険者の不整合記録問題及び紙台帳等とコンピュータ記録の突合せについて、厚生労働省及び日本年金機構からヒアリングを行います。

また、国会等で御多忙の中、今回も大塚厚生労働副大臣に御出席いただいております。

それでは、まず、第3号被保険者の不整合記録問題についてヒアリングを行います。この問題につきましては、先般、厚生労働省の社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会において取りまとめられた結果についてヒアリングを行うとともに、前回まで、いわゆる「運用3号」の問題について、我々、年金業務監視委員会でいろいろと問題を指摘してまいりました。取り分け、この「運用3号」という扱いが、国民年金法に違反するのではないかという疑いを指摘したところから、我々の議論は始まったわけです。

前回、厚生労働省のこの問題に対する抜本的な解決策について説明していただきましたが、我々の問題意識である違法の疑いについて、しっかりした説明を行っていただけていないという点について、我々のほうから、もう少し十分な説明をしていただきたいということをお願いしておりました。

それと同時に、こういう問題で、「運用3号」という取扱いによって非常に大きな混乱を招いたことは事実であります。こういった事態が発生したことについて、しっかりとした事実検証を行い、なぜこういうことに至ったのかということについても、調査すべきではないかということも指摘いたしました。その辺りについて、今日は厚生労働省からお答えいただけるものと考えております。特別部会の取りまとめについてのお話と、「運用3号」の取扱いに関するお話、両方お聞かせいただければと思います。

まずは、御説明をお願いいたします。

【大塚厚生労働副大臣】 今、郷原委員長からお話がありましたように、いろいろと年金業務監視委員会からの御助言、御指導もいただきました。最近、私どもは「運用3号」という言い方はしておりませんが、第3号被保険者の不整合記録に関わる問題について、

今日まで至っておりますことを御礼申し上げたいと思います。

それでは、まず、特別部会の報告書について、事務方から少し御報告をさせていただきたいと思います。

【古都総務課長】 お手元にごございます資料1「社会保障審議会第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会報告書」ですが、5月20日付で社会保障審議会の同部会から報告書が公表されております。この部会につきましては、今年の4月5日に第1回が発足いたしまして、5月17日まで5回の議論が重ねられ、最終的に整理が行われたものが5月20日に公表されたということでございます。

1ページ目の、「はじめに」のところに、本問題の経過が取りまとめてございます。サラリーマンの第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者について、第2号被保険者の退職などにより、実態として第1号被保険者となったにもかかわらず、記録上は第3号被保険者のままとされている期間を有する方が多数存在する。それについて、1月1日以降、いわゆる「運用3号」取扱いがなされましたが、国会等の議論を踏まえて、3月8日に発表された「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」という厚生労働大臣の見解により、これを廃止し、抜本改善策の方向性と論点を示したところでございます。

この部会は、まさにこれを具体的に議論する場として、社会保障審議会に正式に設置していただきまして、非常に短い時間でありましたが、議論されたところでございます。

最初の「1.」とございますように、厚生労働大臣からお示しいたしました「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」の論点に沿って議論が整理されております。

「1. 抜本改善策の基本的考え方」、それから3ページの「2. 抜本改善策の具体的内容について」、そして、「おわりに」というような形で全体が構成されておりますが、「1. 抜本改善策の基本的考え方」のところで、五つの原則と申しましうか、そういう考え方が整理されております。

一点目が、1ページの(1)にございますように、保険料に応じた年金給付という原則を踏まえ、制度への信頼を確保するというところであります。基本的に年金制度は、現役時代に納めた保険料で年金給付が決まる制度で、年金制度への信頼を確保する点としても、原則を十分踏まえる必要があるということが整理されております。

二点目としまして、できるだけ正しい記録を追求するというところでございます。被扶養配偶者の第3号被保険者は、通常、所得がないということで、その者自身に保険料の負担を求めることになっていないわけでありましてけれども、正しい被保険者種別に基づいた保

除料賦課や年金支給が行われることが、やはり制度の上での大原則ということでありまして、そもそも多数の不整合期間が生じるということは、信頼を損ねかねないというふうに整理がされております。

したがって、2ページにございますように、政府においては、いまだ訂正されていない不整合記録につきまして、特別部会の報告書をもとに今後作られる立法措置の対象期間中にできるだけ把握して訂正し、正しい記録を追求することが重要であるとされております。その際も、周知、広報が重要だとされております。

三点目、これはこの委員会でもいろいろ御議論がございましたが、適切に手続を行ってきた方との公平性に留意をするということでございます。真ん中辺りに書いてございますが、これまで第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更は、第3号被保険者制度の創設以来、想定するに、注2にございますように、およそ累計1,913万人の方が手続をされてきたということですが、今回、種別変更せずに不整合期間を有するという方は、推計97.4万人ということでございます。したがって、大多数の方は届出を行ってこられたということをお聞きすると、届出漏れは一義的には本人の責任である。したがって、必要な保険料を納付してきた方と、そうでない方の公平性に留意しなければならないということ。さらに、当初から第1号被保険者であった方の納め忘れ、未納などとの公平性に留意した対応策とすべきということが書かれております。

四点目といたしまして、一方で届出に係る勸奨状の送付など、記録を正しいものとするための行政側の取組が必ずしも十分でなかったのではないかと。したがって、不整合期間を有する者に対する救済の観点にも配慮する、ということが書かれております。二つ目でございますように、やはり気付かずに届出していなかったということもあり、全て本人の責に帰するとは言えないとの意見もございました。それから、第3号被保険者期間として取り扱われることに、一定の信頼が生じていることへの配慮も必要だということで、今後、受給者について、年金収入により生計を維持している人が多いことから、受給している年金額が急に減額となる際には十分な配慮が必要だと、このように整理をされております。したがって、こういう方への救済の措置もあわせて講ずべきと。

それから、五点目でございます。今回の措置は、やはり特別な措置であると。したがって、今回限りの特例的な時限措置とし、そして、今般の措置の対象とする不整合期間は、これまでの被保険者期間に生じた不整合に限定すべきだとされておまして、特例的な時限措置とし、再発防止策を徹底する。

この五つの観点で、具体策について更に検討が行われるということでございます。

「2.」でございますが、まず(1)、この不整合期間の取扱いについて、「カラ期間」とすることにつきましては、一つ目でございますように、受給権が突然失われるということは、やはり老後生活に極めて大きな影響を与えることでありまして、やはり不整合期間が訂正された時点で保険料が納められなくなっている期間について、受給権を確保する措置が必要であるということでございます。

一方で、不整合期間は保険料を納めていないということでございますので、そのまま年金額に反映することは適当ではない。したがって、不整合期間をカラ期間とする措置が妥当ではないかということでございます。

加えまして、特例追納の期間が終了した後不整合が判明した場合でも、無年金ということは避けるべきであって、カラ期間とすることを認める必要があると、御意見が整理されております。

(2) 不整合期間への特例追納ということでございます。受給中の年金額、将来受給する年金額が訂正により大きく下がることを避けるという観点から、注5にございますように、現行法では毎月の保険料は2年間さかのぼって納めることができるわけですが、これにつきまして、保険料を時効により納められなくなっている期間についても、保険料を納付する期間を一定程度認めることが必要であるとされております。

その際、不整合期間の実態というのは第1号被保険者の未納期間であって、本人の責任も否定できないということでもありますので、通常の未納期間と比べて特別扱いすることは、公平性の観点から望ましくないという意見が大勢を占めたということでもあります。したがって、現在、参議院で継続審議されております年金確保支援法、第1号被保険者の方々が未納期間につきまして、時効消滅された2年に加え、それ以前にさかのぼり都合10年前までの追納が認められるという法案が審議されておりますけれども、この後納制度と同様に、過去10年前までの期間について納付ができるようにする取扱いが妥当だとされております。

これに加えて、これまでの特例納付では受給権を得た方は対象とされていない、他方で、今般の対策については、記録訂正により年金が下がるという特別な事情があるので、受給者についても特例追納の機会を設けることが妥当であるとされております。その場合、不整合期間は60歳に達するまでしか生じ得ないことから、例えばそれを超えておられる70歳とか、そういう受給者がおられると仮定するならば、60歳に達するまでの10年間に生じ

た不整合期間を対象とすることを検討すべきだという御意見でございました。

(3) 現に未訂正期間がありながら、年金を受給している方の取扱いということでございます。ここは非常にいろいろ御意見がございましたところで、過去の過払いとなった部分をどのように取り扱うかについて、いろいろ御意見が交わされました。

一点目としましては、過払いとなった年金額の返還、あるいは将来支給する年金額の減額を求めるべきという立場から三点、一つは不整合期間を有する者のみを特別扱いし、これまでの行政実務とは異なる扱いは妥当ではない。それから、納めた保険料に応じた給付という原則を否定すると、若者の年金不信が深まるおそれがある。三点目としまして、誤った年金だと分かっているながら給付を続けることは制度の信頼を損ねるので、将来支給する年金は保険料納付がない限り減額すべきだという御意見もございました。

一方、これに対して、受給者に減額や返還を求める事務処理等々もいろいろ勘案しまして、慎重な対応が必要だという意見もあったところでございます。

さらに、これ以外にも、既に年金を受給している方の年金を減額することの法制上の位置付けにつきましても、既に裁定された年金額というのは、法律に基づかない誤った年金額であるため、財産権そのものではなく、再裁定を行うことも法的に可能であると考えられる。ただし、行政が不整合期間を基に、本来の年金額よりも高い年金額で裁定を行い、年金を支払ったことを踏まえるならば、こうした行政の取扱いを信頼してきた受給者を保護する観点から、一定の配慮が必要であるという御意見もございました。

あと二点ほどございますが、では現に、受給中の年金で不整合期間を基礎としている方がどれだけいらっしゃるか。不整合期間が平均6.8か月程度であるということで、減額を行ったとしても生活を脅かすほどではないのではないかという意見もございました。他方、不整合期間が長く減額が大きくなる方については、高齢者の生活の安定という観点から、一定の配慮が必要だという御指摘もありました。

そして、不整合期間が判明する者とそうでない者がいる中で、できるだけ不整合期間を把握する努力を行うのは当然であるという御意見もございました。

これらを踏まえまして、今回のこうした受給している方々への対応につきましては、特例追納がない限り、過去5年間に支払われた過払いの額の返還を求め、将来支給する年金については減額を行うことを原則とすることになりました。ただし、行政の取扱いを信頼してきた受給者の保護、あるいは高齢者の生活の安定の観点を配慮した措置を併せて講ずべきということでありまして、内払調整などで、無理のない範囲での過払い返還にとどめ

るなどの対応を検討すべきと、このように、議論の結果、整理されております。

それから、四点目でございますが、過去に訂正された期間の取扱いにつきましては、新しい制度が施行されるまでに記録の訂正がなされた不整合期間についても、公平性の観点から今般の特別措置の対象とすべきということでございます。

それから、(5) いわゆる「運用3号」取扱いの下で年金を裁定された者の取扱いということでございます。いわゆる「運用3号」取扱いというのは、記録訂正の対象者に大きな影響が生じることを避けるために、現行法の下で、他に適当な方法がないためとられた救済策として、法律に基づく年金額より高い年金額を支給しているということでございます。

この取扱いを受けて裁定された年金額を受給されている方について、さかのぼって再裁定を行うということにつきましては、国が通知により表明した取扱いに基づいたという経緯から、憲法上の財産権の関係も問題となり得るため、慎重に対応すべきとの御意見もございました。

他方で、いわゆる「運用3号」取扱いは、公平性の観点から問題があるということで廃止された経緯がありまして、最後の3行に書いてございますが、「運用3号」の下で既に年金の裁定をされた受給者は、不整合期間に基づく年金を受給している点では、未訂正期間を有する他の受給者と同じであって、国民の納得や、年金制度の信頼確保の観点から、さかのぼって再裁定を行い、同様に扱うべきということでございます。

(6) 特例追納の保険料の水準等についてでございます。一点目でございますが、過去10年前までの期間については、それぞれの期間の国民年金保険料額に対しまして、その後の国債利回り等を踏まえた一定率を加算した額とする。これは、年金確保支援法案と同様でございます。

それから、受給者については今までそういう考え方がないので、今後、60歳に到達するまでの10年間に生じた特例追納を認める場合については、より簡便な仕組みとする観点から、例えば過去10年間の追納保険料額を下回らない額で一律とすべきという御意見でございました。

さらに、納付の仕方については、一括、あるいは分割納付の方法を可能とし、この期間は3年間の時限措置とすべきということでもあります。

期間経過後に発見された方につきましては、やはり通常の未納者とのバランスを踏まえて、特例追納はあくまでもこの3年間の期間内のみとすべきであるという御意見でございました。

(7) 障害・遺族年金受給者の取扱いについては、受給権が失われることのないよう、特別な措置を講ずるべきであるということでございます。

(8) 新たな不整合期間が生じないようにするための方策ということございまして、これにつきましては、制度の周知徹底、特に新しい制度の周知徹底なども含めてやっていくべきであるということでございます。

それから、今後はということで、7ページの上を書いてございますけれども、第3号被保険者が配偶者の扶養から外れた際の種別の変更につきましては、健保組合に加入している場合を含め、必要な情報を入手して、種別変更につなげられるようにする。あるいは、宛先不明で戻ってきた第3号被保険者の勸奨状については、職権修正も考えるということございまして、費用対効果を留意しつつ講じようということでございます。

さらに、政府が検討している社会保障・税に関わる番号制度が導入された暁には、適正管理をすべきということございました。

以上が取りまとめでございまして、最後に、「おわりに」ということで何点か追記されております。

一つ目の段落でございますが、記録不整合問題については特例的な対応ということが必要である。その上で、政府においては速やかに成案を得た上で、国会において立法化に向けた議論が行われることを期待する。

二点目といたしまして、これまでに生じた不整合記録をできる限り正しく訂正するということと、将来に向けては、記録不整合問題が再発しないようにすることが重ねて言われております。

それから、このためにはということでございますが、公的年金制度を運営する政府においては、今般の問題が生じた背景や原因について調査、分析を行いつつ、今後、このような事態が再び生じないようにするための改善方策を早急に講じることが強く求められております。

それから、広報周知を徹底する、さらに国民側にも取組みをお願いしたいということが書いてございます。

さらに、第3号被保険者制度そのものの在り方についても、別途、議論をされるべしということで、取りまとめをいただいたところでございます。

以上でございます。

【大塚厚生労働副大臣】 報告については以上でございます。

まず、重ねてでございますが、この社会保障審議会に特別部会を設けることができまして、去年の年末から年始にかけて、第3号被保険者問題についていろいろな御批判をいただいたり、混乱を生じた状況から、とりあえずこのように、正式な政府の審議会における検討結果を得るところまでいきましたことは、年金業務監視委員会の委員長ほか委員の皆様方の御指導のたまものでありますので、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

その上で、今、報告をさせていただいた、「おわりに」のところをもう一度開いていただきまして、最初の段落のところ、こういう報告書がまとまった上で、政府において速やかに成案を得た上で、国会において立法化に向けた議論が行われることを期待すると思いますが、現在、実際にそういうプロセスに入っております。そして、これはやはり成立をしなければ、成案たる法案も意味がありませんので、野党の皆さんにもいろいろと御相談をしながら進めておりますが、第3号被保険者のこの問題に関しては、立法府の今後の動きにお任せをいただきたいというふうに思います。

なかなか全員が納得し得る解決策というのは見出せない中で、さりながら、憲法上、国権の最高機関と位置付けられております国会で、この後、得られます成案で、あとは粛々と対応させていただきたいということを、まず御報告とともにお願いを申し上げさせていただきます。

その上で、その次の段落に、これまでに生じた不整合記録をできる限り正しく訂正すると書いてございますが、引き続きこのことをやっていかななくてはならないと思っております。全てを把握し、全てを訂正するというのは、率直に申し上げて、100%なし得るかというのと、把握し切れない部分があるかもしれません。しかし、可能な限り正しい状態を追求するということが、年金制度に対する信頼を維持する上で必要不可欠なことでありますので、このことにはしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、その直後に、将来に向けては記録不整合問題が発生しないようにする必要があると。そして、その次の段落に、今回の問題が生じた背景や原因について調査分析を行いつつ、再発防止の改善方策を早急に講じることを求めたいとございます。このことを進めるために、やはり今回、こうした事態が生じた経緯については、しっかり調べる必要があると思っております。

経緯というのは、大きく申し上げて二つの段階があると思っております。一つは、一昨年から昨年の年末に掛けて、第3号被保険者の不整合記録問題を、いわゆる「運用3号」で対応をするということに至った経緯。さらに、その一昨年从去年に掛けての動きの背

景にある、元々の年金行政の実情がどのように形成されたかという経緯であります。この二つをしっかりと調べなくてはいけないと思っております。

それはどういうことかと申し上げますと、私も改めて事務方から話を徹底的に聞きましたけれども、いわゆる「運用3号」的扱いがずっとあったので、そのことを継続せざるを得ないのが当然のことであるというふうに、どうも思われていた。思われていたというのは、年金行政当局、あるいは年金行政の関係者の間で、どうもそういう雰囲気があるなどというのが一点。

それから、事務処理の面で課長通知が問題になりましたけれども、これも以前からいろいろな、改めて見直してみると、かなり重要なことが課長通知で、もう何年、いや、もう何十年とそういう事務処理が行われてきて、去年の一連の動きは年金行政の関係者としては特段不思議なことではないという中で行われていたような印象を、私は受けております。

したがって、一昨年から去年に掛けての経緯をしっかりと検証すると同時に、特段の疑問も感じずにそういう対応になっていたという、いわば風土が、どういうふうに形成されていたかという長年の経緯も、やはり検証してみる必要があると思っております。

既に、現段階でいろいろと分かっていることもありますので、実は今、社会保障制度改革の集中検討会議が行われておりますが、その中で厚生労働省が提出した改革の方向性の中に、そうした年金行政の事務処理の実情にいろいろと問題があるので、今後の社会保障制度改革のためには、そのことも見直さなければならないということを明記させていただいております。

いずれにしても、今、申し上げた二つの経緯をしっかりと確認するために、私の下に、外部の有識者の皆さんのお力をお借りする形で、調査するための特別なチームを近々に設けさせていただきまして、年内に一定の調査結果をまとめさせていただきたいと思っております。その結果は、また、この年金業務監視委員会にしっかりと御報告をさせていただきたいと思っております。

私の隣にいる年金局の皆さんにはちょっと耳の痛い話かもしれませんが、政権交代前に、まだ野党であったときの長妻前厚労大臣が国会で取り上げた年金局の公式文書があります。御記憶にある方もいらっしゃると思いますが、昭和50年代だったと思いますが、当時の年金課長が、退任後の発言だとは思いますが、年金制度というのは保険料が後から後から入ってくるんだから、積立金についてはどんどん使えばいいんだというような趣旨の発言が公式の文書に明記をされていて、国会で大きく問題になったことがあります。

そういうことも含めて、やはり、今日に至る年金行政の実情そのものについて、一度、しっかりとレビューをしませんと、単に一昨年から去年までの経緯を整理するだけでは、問題の根本的解決になりませんので、今、申し上げましたような趣旨でしっかりと対応させていただきます。その結果については、改めて御報告をさせていただきます。

【郷原委員長】 有難うございました。

ただ今、特別部会の取りまとめの結果についての御説明をいただいた上で、大塚副大臣から、年金業務監視委員会でいろいろ指摘しておりました点に関連して、厚生労働省で今後とられる措置について御発言いただきました。

前者の特別部会における取りまとめというのは、今後の立法の問題で、制度論ですから、本来は年金業務監視委員会で議論をすべき直接の対象ではないんですが、今回の「運用3号」問題については、制度論的、立法論的な解決が可能かどうかというところが一つの前提事項として重要だということで、その点についても議論をしてみましたので、今回の部会の取りまとめについても御意見があれば出していただきたいということ。それから、むしろ我々の一番大きな問題意識の対象でありました「運用3号」問題の経過、どうしてこういう事態が生じたのかということ。そして、それに至る背景、年金行政全体にわたる問題について、有識者、第三者を入れた調査が行われるという今の御説明、両方を含めまして御意見、御質問を出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

【内山政務官】 では、二、三確認したいんですが、5ページの上から3行目に、不整合期間は平均6.8か月で年金月額1,000円相当と書いてありますけれども、総額というのは大体幾らと判明しているのでしょうか。

【中村事業管理課長】 事業管理課長でございます。今回、不整合記録をお持ちの方の実態をできるだけ把握すべきだということで、社会保険オンラインシステムのデータなどを活用して、サンプル調査を行った結果が、今、政務官のお話にございました平均的に6.8月ということでございます。年金は、フルに480月の加入で満額の基礎年金ということでございますので、単純に計算すれば、60代の方であれば一月違えば年金額で1,640円ぐらいの影響が出てまいります。今、にわかには計算してございませんが、6.8月に1,640円を掛けて、それに人数を掛ければ、全体の年金の影響額になると認識しております。

【大塚厚生労働副大臣】 補足させていただきますけれども、平均で6.8か月、月額1,000円ぐらいですから、該当者の人数に単純に掛けていただければ、ある程度はつかめます。ただし、今後どのぐらい影響があるかというのは、もし、この状況をそのまま放置した場

合、平均余命を単に掛けて計算すれば、これまた概算はできますけれども、個人差はあるでしょうから、個人個人でどのくらいの影響が出るかということについては、かなり差があると思います。

【内山政務官】 これは金額的にはいつ頃分かるんですか。

【大塚厚生労働副大臣】 金額的に推計をするということは、今、申し上げた方法で出そうと思えば単純にすぐ出せます。そのことを御報告申し上げるのがいいかどうかという問題はありますが、もし、今、必要ということならやります。

【内山政務官】 何が聞きたいのかといいますと、新聞等で読みますと、非課税者に対しては返納を猶予するとか、免除するとかいうふうにありますよね。ですから、どのくらいの金額を免除するのかということをもつつかみたいのと、それから受給者に関しては、なぜ不整合期間で年金裁定請求を行ってしまったのかが、全然出てきていない、その事務方の責任というのは、報告書の中にといいますか、全くここに書かれてないわけですよね。前々から申し上げていますが、年金裁定請求は、請求者と配偶者の記録をぶつければ、第1号の未納期間であるということはすぐ分かるわけでありまして、その事務方のミスが全く書かれていない。非課税者に対しては返納を求めないというのであれば、それは国庫に負担を掛けるわけですから、逆に言うと、事務方、旧社保庁の皆さんが弁済しなければいけない金額に当たるのではないかという思いがありますので、今、お聞きしたわけでございます。

【大塚厚生労働副大臣】 金額については、また概算で、後で報告をさせますが、今、政務官のお尋ねの非課税の点は、与党の検討チームで出された結果でありますので、そのことについては、立法府の与党の検討結果ですから受け止めざるを得ないと思います。

それから、事務方の責任は、私も以前の年金業務監視委員会の場で、大いに責任があるということは申し上げておりますので、ここに書いてある、書いてないということにかかわらず、責任は当然あります。特別部会の報告書は、今後、「運用3号」の問題をどう解決すべきかということを中心に書かれておりますので、そういう意味では、政務官の問題意識は分かりますが、この報告書に書いていないということをもって、この報告書の適不適を問われることは是非ないようにしていただきたいと思います。

【内山政務官】 そのものを問うているわけではなくて、返納を求めないというのであれば、そのお金はそもそも過払いということになるわけですよね。だから、それは多くの国民がみんな負担をするということになるわけでありまして、裁定請求をミスした責任者

の責任はどこへ行ってしまっているんだろうか。やはり弁済をして初めて成り立つものではないかと思うから、お尋ねをしているわけでございます。

【大塚厚生労働副大臣】 この年金業務監視委員会に出席をしておられる政務官の御意見としてはしっかり拝聴いたしました。今の御指摘の点をどう対応するかということも含めて、これは立法過程で、制度論とともに、その制度を設ける上で、過去の過払い分をどう精算するんだということであれば、その中で議論されなければならない問題だと思います。

それと同時に、是非、委員の皆さんにも御理解いただきたいですし、国民の皆さんにもお伝えをしたいのは、もちろん今、ここにいる現職の年金行政官僚は、みんな大変つらい思いもしていますし、責任も感じています。幹部になればなるほど、年金局長が一番責任を感じていると思いますけれども、みんな感じていると思います。私も個人的に腹立たしいのは、過去の社会保険庁長官、あるいは年金局の幹部、今、まるで人ごとのように、もう悠々自適の余生を送っている人たちがいるということは、本当に腹立たしいです。しかし、その人たちに対してどういう対応ができるのかということには、難しい壁もあることでもありますので、もし、その腹立たしい気持ちを共有していただければよいのであれば、しかし現職の官僚、特に中堅、若手以下は、これからどうやって信頼のある年金制度を作るかということに、是非全力を傾注させてやってほしいと思います。

【郷原委員長】 大塚副大臣から御説明いただいた今後の調査の点について、私の意見を述べさせていただきます。

先ほども申しましたように、我々、年金業務監視委員会で、「運用3号」という取扱いが違法ではないかという疑いと、いずれにしても、それが年金行政に大きな混乱を生じさせた、その点についてきちんと事実関係を検証して明らかにし、今後、こういうことが起きないようにしなければ、年金行政に対する信頼が回復できないのではないかと指摘をしました。

それに対して、今日、副大臣から、第三者の有識者を含めた調査チームによって、「運用3号」という問題が生じた経緯だけではなくて、年金行政に関する問題、背景なども含めて調査をするというお話がありました。私、これまでも年金行政をめぐる様々な問題が発生してきたのに、こういう第三者的なスキームを使って調査するということがほとんど行われてこなかったということが、今、大塚副大臣がおっしゃっている、なかなかそういう状況が改まらないという結果にもつながってきたのではないかと考えております。今

回、そういう第三者によるスキームで、年内いっぱい時間を掛けて調査をされるということは、これまでにない適切な対応だと大変評価をいたしたいと思います。

もう一つ、我々が考えているところの違法の疑いについてはどうなのかという問題はありますけれども、これは前回も我々の質問に対していろいろ答えていただいたように、閣議決定が行われているということなどもあって、厚生労働省としての見解は必ずしも違法とは言えないということも一応は理解できますし、今後、「運用3号」問題の経過、事実関係等について調査をされる厚生労働省に、その点も含めてきちんと調査していただきたいということで、お任せしたいと思います。

いずれにしても、私としては、今回のこのような措置をとられるということを大変評価したいと思います。

ほかの委員の方々の御意見もお聞かせいただきたいと思います。

【吉山委員】 大塚副大臣、御説明ありがとうございます。

内山政務官と郷原委員長がいろいろ発言してくださったので、私ももう、先ほどおっしゃっていたように立法府にお任せしたいと思っておりますが、細かい点で恐縮ですが、参考意見としてお聞きいただければと思うことが三点あります。

まず、追納の10年に関してなんですけれども、今、検討されている年金確保支援法の10年に合わせるということですが、第3号被保険者の制度ができた昭和61年4月から周知徹底がなされていないので、もし国の責任を問うんだったら、どちらかというと制度のスタート時点の方が責任の度合いが強いのではないかと思います。年を重ねるにつれて、第3号被保険者の説明をいろいろとなさっていたようですので、もしできれば、直近よりも、過去の昭和61年にさかのぼって、国の責任の度合いということで救済措置をしていただきたいと考えております。

二点目ですけれども、7ページに、必要な情報を入手して種別変更につなげるとか、宛先不明で戻ってきた場合は云々と書いてあります。これに関してなんですけれども、以前の委員会で発言したかもしれませんが、健康保険の被扶養者異動届というのは3枚複写になっていまして、3枚目は第3号被保険者の届出になっております。夫が社会保険に加入したり、又は妻が結婚などで扶養に入ったときの届出用紙として3枚目を使うのですが、その3枚目というのは被扶養者から外れたときには提出しなくていいことになっています。せっきくの情報源がそこにあるのですから、それを提出するように勧めていけば、早いうちに情報がつかめるのではないかと。

あと、宛先不明に関してなのですが、厚生年金の資格取得届などに住所を明記するようになったときに、どの住所を書くのですかと当時の社会保険事務所に聞きますと、現住所、連絡のつくところを書いてくださいという返事が返ってきておりました。住民票ではなく、第2号被保険者や第3号被保険者の住所を追い掛けていくときは、大体、住民票で追い掛けていきますので、これも統一し、徹底していかないと、宛先不明者が増えてくると思いますので、この辺りをお調べいただきたいと思っております。

最後に、三点目、これは本当に年金業務監視委員会で言うことではないのですが、今回、「運用3号」と今は言わないそうですけれども、この問題が出たときに、第3号被保険者制度自体を見直してほしいという意見をかなり頂戴しております。今から10年程前、当時の厚生省に、「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」がございました。私、これに非常に興味を持っておりまして、第1回目、きちんと傍聴に行きました。その後も傍聴に行ったり、資料を取り寄せたりしておりました。途中で厚生労働省に変わった時期です。10年前には、こういうところでもう問題意識が持たれていたものに関して、今後、更に進めていかないと、年金制度、国民年金ができたのは昭和36年ですから、もう50年たっています。第3号被保険者ができてからもう25年経って、女性に限らず、男性も生活様式が変わってきていますので、もう少し見直しを早めていただきたいと思っております。

以上です。

【大塚厚生労働副大臣】 有難うございます。委員の御意見もしっかり念頭に置いて、これから対応させていただきたいと思っておりますが、今、一点目でおっしゃられた点については、なかなか悩ましいところはございます。古くまでさかのぼればさかのぼるほど、つまり、より高齢な方ほど、受益と負担とのバランスの面でいうと、次の世代、あるいは次の次の世代よりは、一般論としては相対的に恵まれているというようなことも考え合わせて、とりあえず、ある一定のところにさかのぼるという対応に何とかさせていただけないかとは思っております。これが一点目です。

それから、二点目の御提案については、これは特別部会の報告書でも指摘されておりますし、社会保障制度改革の集中会議でも言われておりますが、やはり、いよいよ本当に番号制度というものについて本格的に取り組まないと、もちろん医療との実務上の横の連携とかで、いろいろミスをカバーできる工夫はありますけれども、番号制度というものをインフラとして取り組まなければいけないというのが、二点目に関する点であります。

それから、三点目、第3号被保険者制度そのものは、おっしゃるように今度の社会保障制度改革の中で、そもそもそれでいいのかということについて検討し、結論を得ることになると思います。

【吉山委員】 お願いいたします。この10年に関しては、どこで区切れば公平かというものは非常に難しい、悩ましい問題だと思いますので、できればということで。何をやっても、不公平感というのはどこかに出てくると思いますので、できるだけ公平にということをお願いいたします。

【高山委員長代理】 「運用3号」に関する措置を廃止し、新たに法改正で対応することになり、結構な結論になりました。

なぜ今回、混乱が起こったのか。私なりに整理してみますと、年金局や日本年金機構のサポーティングスタッフは事実上ほとんど変わっていません。それなのに、なぜ「運用3号」が出てきてしまったのか。皆様が、まず相談をしたのは年金記録回復委員会です。年金記録回復委員会は、本来業務とフィールドがやや違っていたのかもしれませんが、この問題に関しては、事実上、期待されるような役割を果たしませんでした。「運用3号」措置を容認し、やっってくださいと言っていました。

どうしてそんなことになってしまったのか。一つは、正確な事実確認が年金記録回復委員会の中で必ずしもできていなかった。例えば、95%に相当する人たちは、真面目に第1号への切替えをやっていたという事実確認です。これは、最近、出てきた調査結果でありまして、年金記録回復委員会が議論をする段階ではこの数字は出てきていなかった。むしろ、全然違う思い込みの中で年金記録回復委員会の中核メンバーは議論していたのではないかと思います。こういう基本的な問題に関する事実の確認を十分にすることが、やはり重要だったということです。

もう一つは、政務三役の判断と指示の問題だったと思います。政務三役の人たちには、間違った結論を出さないように、今後、ご尽力いただきたい。

以上です。

【郷原委員長】 今の高山委員長代理の指摘された点も含めて、今後の第三者を交えたスキームで調査をしていただきたいと思います。

【内山政務官】 少し実務的なことですが、6ページの(6)特例追納の保険料額等についてが一番下、特例追納は期間内のみ可能とするべき、3年間の期間と書いてありますけれども、これは、特例追納しなければ、全てカラ期間に置き換わると考えてよろしいん

でしょうか。

【梶尾年金課長】 3ページの「2. (1)」のところにも書いてございますけれども、カラ期間のほうは3年間の期間経過後であってもカラ期間には認めようと。ただ、追納の受付は3年で終わりにしましょうと整理されているということです。

【草野委員】 今、いろいろと経緯を伺って、それから年末までに第三者の有識者会議で調査報告がなされるということなんですけれども、やはり国民の1人として思うのは、新たな「運用3号」問題のようなものが実はまだあるのではないだろうか、という不信感みたいなものを、今回、また強くしてしまったなという思いなんですよね。

こうやって何か問題が出てきて、そして大変な事態になってから解決するという以前に、多分、一番情報を持っていらっしゃる方たち、年金行政をつかさどっていらっしゃる方たちは、随分と前から、こういうことがあるということも認識していらっしゃったでしょうし、もっと早く手を打ってくださればよかったのという思いがやはりあるんですよね。第三者の有識者会議とは別に、一番情報を持ち、問題意識を持てる立場にある方たちから、ほかに「運用3号」のような問題がないかということをきちんと聞いていただきたいし、そして、あるんだっただらば、早め早めに、手に負えなくなる以前に解決していくことが非常に大切だと思います。

今、現場の方たち、特に若い方たちが頑張っておられるというふうに副大臣もおっしゃったんですけども、外部からの指摘等を待たずに、内部的にそういう仕組みというのは、決して年末を待つ必要もないのではないか。何か動きがあるんだっただらば教えていただきたいと思えますし、これは本当にお願いでございます。

【大塚厚生労働副大臣】 先ほどの高山委員の御指摘とも関係があるんですが、もちろん長妻前大臣の時代も含めて、まさしく今、草野委員がおっしゃったように、せっかく政権も替わったので、過去は問わないので、洗いざらい知っている問題点を申告してくださいと言って、申告をしてもらったのが一昨年秋なんです。そこで出てきた幾つかの問題の中で、特に大きいのがこの問題だったと。

それを処理するに当たって、しかし処理する段階で、それまでの、いわば年金行政関係者の間での常識であった、これまでずっと見て見ぬふりをしてきたものであるとするならば、やはり今後も同じような扱いをしないと不公平ではないかという不思議な論理ですね。同時に、そのことは、誤解を恐れずに申し上げると、過去は別に副大臣や政務官に報告することなく、あるいは大臣にもそう報告することなく、いろいろなことが現場で、現場の

判断で行われてきて、課長通知でいっぱいやってきたわけだから、今回もそれでいいだろうと思ってしまったという、過去の常識、現在の非常識みたいな、こういうことがあったというふうに私は推量をしております。

だから、今の脈略で申し上げますと、今の野党の皆さんには少し申し訳ない物言いかもしれないですが、私たちはこの問題で大変追及される立場になりましたけれども、しかし、そういうバックグラウンドは、長い間の政治と行政の関係で形作られたものだと思いますので、これは政治全体が反省をしなくてはならないことだと思っております。

そういう中で、今、草野委員がおっしゃるように、ほかになにかということも含めて、実は今、高山委員から年金記録回復委員会のお話もありましたけれども、回復委員会の皆さんにも、夏に、年金行政にまつわるいろいろな問題点を指摘してほしいということで、記録回復委員会の中には社会保険労務士の皆さんもいらっしゃいますので、御存じのことがあれば全部言ってほしいということも含めて、お願いをしてあります。いずれにいたしましても、草野委員のおっしゃるとおり、ほかにもあるかもしれないので、それを見出すことと、見出したときには的確に処理をする。

私も、これを申し上げますのは若干躊躇^{ちゅうちよ}いたしますが、2月24日に衆議院の委員会で指摘をされて、当面、どういう方針で臨むかというときに、厚生労働省の年金局関係者の皆さんには、できる限り正しい状態を追求するのが当然の原理原則だということを徹底してもらったんですが、それを徹底しなければならないということは、長い間、そうではなかったということでもありますので、改めて過去を反省しつつ、しっかり対応させていただきますので、是非引き続き御指導いただきたいと思っております。

【岸村委員】 よろしいですか。この問題、1月と2月でいろいろと御議論させていただいて、意見も言わせていただいたものですから、こういう中身で成案を得れば、我々、市町村、担う立場としても自信を持って説明ができるのかなと考えています。

こういった解決策、イメージ的には、2月のときに私も含めていろいろな方が申し上げたことが成案になっているわけなんですけど、そういう意味では、何で最初からならなかったかなという思いもあります。ただ、ある意味、運用3号のような形でどんと出てきたことで、逆にこういったいい案が、今後は問題なく、堂々と議論して、世の中で使えるのかなという気がして、いささか感想めいて恐縮ですけれども、いい案ができたのかなと思っております。

以上です。

【郷原委員長】 それでは、この問題についてはこの辺りで、あとは特別部会の取りまとめの方向で立法措置がとられることを期待するとともに、第三者も交えた調査、まさに人選なども含めて、十分な調査が行えるように期待したいと思います。いろいろな形で、この問題、1月末から当委員会でも議論してまいりましたが、一応、こういう形で締めくくりたいと思います。

それでは、次の議題の紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの問題なんですが、副大臣、お時間の都合がお有りということで、先に。

【大塚厚生労働副大臣】 では、続けて発言させていただきます。

次の議題で、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せについて、現状までの状況については、この後、事務方から御報告をさせていただきますので、それを踏まえて、是非また御指導、御議論をいただきたいと思います。私からは、先立って御報告を申し上げますが、現在、進行中のこの突合作業の現時点までの実績は後ほど御報告申し上げます。

私どもの今の政権のマニフェストでは、22年度、23年度が集中処理期間となっております。23年度はまだ2か月終わっただけですので、残り10か月、全力を挙げて、どこまでこの突合作業を終えられるかということが、今、問われております。23年度中に全てを終えるというのは、率直に今の状況から想定すると、なかなか難しいかもしれないという感じはあります。例えば厚生年金部分は全部終わることができるかどうかとか、相当大きな山を越える努力はしなければならないと思っております。

そうした中で、後ほど、突合した結果、回復をされる国民の皆さんの権利、例えば受給額が少なかった方々を復元するという形での便益と、それに掛かるコストの問題について、いろいろ御議論があらうかと思えます。このことは、既に国会でも取り上げられておまして、何か特定の方針が与党の中で決まったり、あるいは国会の中でそのことについて議論が進んでいるというわけではありません。現時点では、徹底的に突合をやるという状況には変わりはありませんが、先々、どういう対応をするかということについては、当然、幾らコストが掛かってもいいから最後までやり切れという御意見が片方である一方、やり方をいろいろと工夫して、費用対効果を考えながら対応していくべきだという御意見もあります。その点については、現状、両論が議論をされている最中であるということ、冒頭、御報告を申し上げまして、この後の事実関係を聞いていただければと思います。

【郷原委員長】 御存じかと思いますが、この問題については年金業務監視委員会でもいろいろと議論をしてきました。総じて、むしろメリットは少ないのではないかと

コストに照らして、突合作業によって得られるメリットはあまりないのではないかという意見が、年金業務監視委員会では多く出ておりまして、今後のこの業務をどうしていくかというあたりを是非御考慮いただいて、検討していただければと思います。

【大塚厚生労働副大臣】 今の委員長の御発言を踏まえた上で、現状についてもう一つだけ補足をさせていただきますと、立法府の中ではなかなか強い意見もありまして、強いというのは、やはりこれは政治的コミットメントなので、コスト云々の問題ではない、むしろ、そのコストというのは、先々の国民の皆さんの信頼を獲得するという意味においては、信頼を獲得すると大変なベネフィットでありますので、単純に数字に換算できないベネフィットもあるという御意見もあって、かなり国会の関心が高いということだけ申し添えて、今日はこれで失礼をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

どうも有難うございました。

(大塚厚生労働副大臣退室)

【郷原委員長】 それでは、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの問題について、御説明をお願いします。

【伊原記録問題対策部長】 日本年金機構の記録問題対策部長でございます。それでは、サンプル調査結果について御報告させていただきます。

資料2-1、御覧いただけますでしょうか。まず、3ページでございます。今回のサンプル調査は、昨年12月に公表いたしました厚生年金、船員保険のサンプル調査に引き続いて、国民年金の記録が紐付いた方の分析を行いました。

対象者につきましては、3ページの下のところにあります。厚年のみと書いてある5,901人、これは昨年公表したものです。今回はその隣の国民年金の紙台帳等が紐付いた者、1万6,611人について行ったものであります。

結果につきましては、4ページを御覧いただけますでしょうか。まず、不一致率というところを御覧いただきたいと思うんですが、昨年公表しました厚生年金の場合には、65歳以上が11.3%、65歳未満が1.7%という結果でございました。今回の場合は、国民年金の記録だけを持っておられる方については、65歳以上が0.7%、65歳未満が0.8%。それから、複合とって、厚生年金と国民年金の両方をお持ちの方につきましては、65歳以上が7.3%、65歳未満が3.2%という状況でございました。全体として、65歳以上のほうが高く、65歳未満が低いという結果でございます。こうした不一致となった方のうち、年金回復見込額が増える見込みの方がどうかという、右側の数字でございます。細かい点は省略いた

しますが、不一致率から数%を引いた数字がそれぞれの傾向として出ております。

では、年金回復見込額はどのくらいかというところ、その下の表でございまして。左側は、年金回復見込額が増額となる方の平均増加額、例えば厚生年金のみでいくと、65歳以上では上の数字で390の方が増えるとなっておりますが、この390の方の平均値は幾らかといえますと、生涯で72.2万円の増額になる。年額でいきますと、括弧の中ですが、3.5万円ということになります。国民年金のみですと17.8万円、複合ですと38.2万円ということになります。

では、今回の調査対象者になった方、要は記録が一致した方も含めた人数で割り戻した数字ですが、これで見ますと、65歳以上が7.0万円、国年のみが0.1万円。それから、複合が2.2万円ということになっております。

今のは65歳以上ですけれども、65歳未満につきましては、その下のところを御覧いただきたいと思いますが、厚年のみで0.1万円、国年のみで0.1万円、複合で0.3万円となります。

先ほどお話が出ました費用対効果という点で、何をどう比較するかというのはなかなか難しいところもありますけれども、今回の突合せのコストにつきまして、一番下の行ですけれども、業務委託費、あるいはシステムの開発経費、保守管理費用、こうしたもろもろを足しまして、今回の1人当たりの調査費用として換算しますと3,400円ということになります。この3,400円と比較して、どういう結果かという一つの議論ができるだろうとしております。

そういう目で見ますと、例えば国民年金だけを見ますと、65歳以上、65歳未満は1,000円台という水準でございまして。それから、65歳未満につきましても、厚年のみ、国年のみが1,000円台、複合が3,000円程度ということで、3,400円を下回っているという結果が出ております。

5ページは、サンプル調査の人数をベースに年金受給者の方々、加入者の方の全体の年齢構成で調整すると、どういう数字になるかというものを試算したのが4.と5.の数字でございまして。

これで見ますと、65歳以上につきましては、不一致率は6.6%、年金回復見込額が増額となる者は5.5%、対象者1人当たりの平均増加額は3.1万円ということになります。65歳未満で見ますと、1.8%、1.3%、0.2万円となっております。

5.は、制度別の数字でございまして。1の方が複数の年金を持っておられたりするわけですけれども、これをあえて厚生年金、船員保険の記録を有する人と、国民年金の記録

を有する人、同一人が重なる場合もあるわけですが、それぞれに分けて、それで数字を見てみるという作業をした結果、例えば不一致率で見ますと、厚生年金、船員保険は、全年齢で見ますと4.4%、国民年金は1.0%となっております。対象者1人当たりの平均増加額で見ますと、厚生年金、船員保険が1.8万円、国民年金が0.1万円ということになっております。

二つの傾向が見てとれます。一つは、国民年金の回復額が比較的低い水準になっている。もう一つは、65歳未満、いわゆる現役世代の方の回復水準が低い。他方、逆に言いますと、厚生年金とか、65歳以上の回復額は大きいという結果になっております。

国民年金について、なぜ低い結果になっているのかということについては、詳細な分析は困難ですが、19ページを御覧いただけますでしょうか。国民年金の特殊台帳等とコンピュータ記録の突合せにつきまして、昨年の6月末までに、3,096万件の記録とコンピュータ記録の突合せを既に終えております。

この特殊台帳の記録は、紙台帳に未納や免除のある記録を記載したもので、コンピュータ記録との間に不一致があるとすれば、この記録の確率が高いのではないかと従来から言われてきたものです。こちらの突合せ結果は、30万件が不一致になりまして、納付記録が増える方が0.8%、23万件になっております。

この作業は既に終えておりまして、この記録訂正は既に反映されております。したがって、今回の記録の中では、この直った分は既に一致となっております。この辺りも、今回、厚生年金に比べて、国民年金の記録の不一致が少ない一つの背景ではないかと思われま

以上が、一つのサンプル調査です。

もう一つ、サンプル調査を行っております。6ページを御覧いただけますでしょうか。今回は、未統合記録のサンプル調査をあわせて行いました。未統合記録とはどういうものかと申しますと、また飛び飛びで恐縮ですが、29ページを御覧いただけますでしょうか。

29ページに、未統合記録5,095万件の解明状況という表があります。これは、記録問題のきっかけとなった、いわゆる未統合記録5,000万件のことです。持ち主に結び付いていないコンピュータ記録が、平成18年の段階で5,000万件ありました。これが、今までの作業で1,563万件が統合済みとなっております。この中で、特にまだ手掛かりがつかめていないのが976万件あります。

この手掛かりのつかめない976万件の中から2万件を選びまして、今回の紙台帳と突き合

わせることで、紙台帳の記載と相違がある場合には、紙台帳の記載に基づいて検索すれば持ち主が見つかるのではないかという仮定のもとにサンプル調査を行いました。その結果が先ほどの6ページであります。

作業は、グループ1、グループ2と二つのグループに分けて、1万件ずつ行いました。

グループ1というのは、976万件の中で払出簿との突合せが適切に行えなかった118万件の中から抽出しました。払出簿は年金制度に加入するときに作成される原簿ですが、未統合記録については、この払出簿との突合せを行って補正を行い、持ち主が見付かりそうでしたら黄色便を送ってまいりました。118万件はそれがうまくできなかった、エラーが出た記録です。今回、もしかすると持ち主が見つかる確率が高いのではないかということで、グループ1として検証を行いました。

残りの865万件につきましても、1万件のサンプルをとりました。

結果につきましては下のとおりでして、グループ1については、本人の記録と回答があった方は0.8%、84名でありました。この中で増額となる方は77名でした。グループ2は、53名の方が本人の記録との回答がありました。増額となった方は51人でありました。

このように、発見率といいますか見付かった率は低いんですけども、実は1件見つかるのと回復額は大きくなる傾向がございまして、下にありますように、グループ1の調査対象者の1人当たり平均増加額の合計値で見ますと、生涯額で6,000円という数字が出ております。それから、グループ2でも7,000円という数字が出ています。実は、先ほどコストが3,400円掛かると言いましたが、こちらのほうの作業は1,500円程と見込んでおりまして、掛かるコストに比べれば、回復額は高いという結果が出ております。

ただ、7ページを御覧いただきますと、未統合記録はそれぞれオンライン上、記録の月数がわかります。この月数と年金回復見込額をクロスさせてみますと、この表で右肩上がりになっているところでお分かりのように、月数の長い記録だと回復見込額が高い。逆に言いますと、月数の短い記録ですと見込額が小さくなっております。間に、黒い傍線で1,500円というラインを引いておりますが、これは今回、掛かるコストを見込んだものですが、半年前後のところ、掛かるコストと回復額との差が出てくるという結果が出ております。

以上が、サンプル調査の結果でございます。

最後に、もう一点、以前から紙コンにつきましては進捗状況を御説明してまいりましたが、22年度の数字が出ましたので、それも併せて御説明させていただきます。33ページを御覧いただけますでしょうか。

33ページ、平成23年3月末の突合せ進捗状況ですが、審査を開始した方は約711万人でございます。その中で、職員審査まで終了したのが218万人、受託事業者の審査を終わったのが485万人です。485万人の中で、一致とされるのが476万人、不一致とされるのが9万3,000人という状況でございます。

不一致の中で年金回復見込額が計算できるわけですが、年度末までに計算できた方が4,325人いらっしゃいました。その中で、既に機構から御本人に、あなたの記録は訂正が必要な可能性がありますので、御確認くださいという手紙をお送りした方が4,093人となっております。それから、記録判明でお送りした方が267人という結果でございます。

作業的というと500万人近くの方が終わっているのに対して、通知を送った方が4,000人程度となっておりますが、実は作業としては一次審査、二次審査とありまして、一次審査段階で一致すればもう作業は終わりでございます。一致しなかった方が次の二次審査に回るという工程なので、どうしても作業上、最初に一致の方がどんどん出てくるという結果が生じておりまして、23年3月末現在では、数字的に一次審査の一致の数の比重が非常に高いという結果になっております。

ちなみに、注1)を御覧いただきますと、日本人の中で一体どのぐらいの方が終わっているのかという御質問があるわけですが、3月末時点で紙台帳が紐付いている方は8,100万人いらっしゃいますが、その6%が終わりました。65歳以上の方で見ますと、15%が終わっているという状況でございます。

以上でございます。

【郷原委員長】 ただ今の御説明について、御質問、御意見を。

【内山政務官】 ちょうど今の御説明のところで、33ページ、回答される件数が非常に低いですね。

【伊原記録問題対策部長】 はい。

【内山政務官】 4,093件に対して262件と。原因は何だと思われませんか。

【伊原記録問題対策部長】 実は、3月末に大量に送ったりしているので、結果的にタイムラグがあります。実際、サンプル調査で送ったら、どのぐらい回答率があるかというところ7割強です。3割ぐらいの方は御回答いただいてないという状況でございます。機構は住所しか知らず、電話番号が分からないのでなぜ未回答なのかについては調べられないんです。したがって、3割の方については、60日経過をすると勸奨状というものを送りします。さらに60日たってだめなら、クローズという形になっております。

もう一点は、7割以上の方から御回答いただいているんですけども、全員が記録訂正してくれという回答ではなくて、記録訂正しなくてもいいという方がいらっしゃいました。こうした方々は回答中に電話番号が書かれていますので、電話で確認をしたところ、もうこの年金額でいいとお答えになる方もいらっしゃいます。そういうことは分かっていますが、残りの3割の方については現段階で再度督促中のございまして、なぜ戻ってこないかということについては判明しておりません。

【内山政務官】　　すごいことをやっていますね。

【草野委員】　　すみません、ちょっと分からないので教えていただきたいんですが、未統合の5,000万件のうち、今は976万件が問題ということですよね。

【伊原記録問題対策部長】　　最大の問題はそこです。5,000万件の中で、1,563万件は既に持ち主は分かった。それから、1,000万件については、どうもこの人らしいということで、御本人に記録を送ったり、あるいは御本人から返事があるので、今、調査中というものです。そういう意味で手掛かりがある。それから、一番下の1,555万件は、既に亡くなっておられるか、脱退手当金が支給済みという記録なので、ほぼ追求しなくてもいいのではないかと思います。それに対して976万件は、実はどこの誰だか当てどないというものなんです。したがって、特に今、我々としては、この976万件を集中的にやりたいと思っております。

それから、ついでに申し上げますと、上の1,001万件も、調査中なんですけれども、もう調査を始めてから4年、5年経っているケースもありまして、この中にもなかなか見つけるのが難しいものも出てきておりますので、今、あわせて、この1,000万件についてもサンプル調査をしております。

【草野委員】　　976万件って分かるんですか。

【伊原記録問題対策部長】　　ええ。それは、先ほどのサンプル調査の結果なんですけれども、要は未統合で976万件がコンピュータの中に入っています。このコンピュータに入っているものと紐付いている紙台帳がありまして、これを見ると、例えば生年月日の移し替えを間違えている記録とか、氏名の移し方を間違えている記録があります。そうすると、オンライン記録の生年月日とか氏名を直していると、本当の基礎年金番号というか、本当の記録とぶつけることができます。そして、ぶつかった人が先ほどの数ということなんです。

ちなみに、この紙台帳等とコンピュータ記録の突合せが、我々としてできる最後の対策

だと思っています。この後、これでも分からない方がいらっしゃる場合は、以前、年金業務監視委員会の場合でもデモンストレーションさせていただきましたが、ねんきんネットというもので976万件を検索できるような仕組みを作って、あとは御本人に探していただくということが、我々としてやれる手段かと考えております。

【草野委員】 最後に。その976万件について、今のところ紙コンはいつまでにという予定ですか。

【伊原記録問題対策部長】 それにつきましては、厚生労働省からお答えいただきたいと思うんですが、紙コン事業については、今回、こういうサンプル調査結果が出ました。このぐらいお金が掛かるというのと、これぐらい成果があると。したがって、未統合も含めて、今後、どうするかについては、厚生労働省でお決めいただいて、我々はその指示に従ってやっていこうと。

【草野委員】 それまでは粛々とやっていくと。

【伊原記録問題対策部長】 それまでは粛々というか、今、未統合記録はサンプル調査しかしていませんので、まだ本格的な作業はしておりませんので、決まり次第、それに従ってやろうと思っております。

【郷原委員長】 厚生労働省の方では、今の説明に基づいて、今、明らかになっていることを前提にして、今後の業務についてどういうふうにお考えなんですか。

【石井年金管理審議官】 先ほど、大塚副大臣からも、現時点で何か一定の方針が与党、あるいは厚生労働省で決まっているわけではない、ということで申し上げたところであります。この度、昨年12月のサンプル調査結果、それから今回のサンプル調査結果という二回のサンプル調査の全体像がようやく明らかになったわけですから、サンプル調査結果を基に、これから、厚生労働省として検討を始めていくという段階です。したがって、今の委員長からのお尋ねについて、現時点で何か具体的にこんな方向でと申し上げられる段階にないということで、御理解を賜りたいと思います。

【片桐委員】 そうしますと、全体の工程がまだ未確定な状態で、調査の委託業務自体は入札等で行われ始めているわけですが、一体いつまでに全体像といいますか、工程を決めて、どうしたら終わりになるというのが決まる予定なんでしょうか。

【石井年金管理審議官】 これまで、与党民主党のマニフェストを踏まえまして、私どもの方で考えておる大きな工程といたしましては、平成22年度から25年度までの4年間をかけて、紐付いた紙台帳についての全件照合をやるようにという工程を立てて、年金

機構で準備を進めていただき、昨年の10月から実際の突合せ作業をスタートしていただいておりますというのが、これまでの現状であります。

先ほど、大塚副大臣からのお話の中にもありましたけれども、今年度は、今、申し上げました従来の方針にのっとり、できる限りの効率的な作業を進めていくというのが基本方針であります。それ以降、今後の全体像について、24年度以降の進め方について、先ほど申し上げましたように、今回のサンプル調査結果などを踏まえて与党でも御議論いただきたいと思ひますし、私ども厚生労働省でも検討していく。こういう考え方でございます。

【郷原委員長】 今日の説明から、絞るのであれば、この辺りに絞ってやるのが効率的ではないかということは、何となく少し見えてきたような感じはするんですけどね。全件突合をやるなら、また、それはそれで一つの方向でしょうけれども、それは必ずしもコストに対してメリットが十分でないということであれば、ある程度絞ってやるという方法はあり得るということですよ。ある程度、そのための材料は出てきている。

【伊原記録問題対策部長】 機構は実施する側なので、どういうふうに評価するかは政府のほうにお任せしたいと思います。ただ、先ほども副大臣がおっしゃいましたけれども、コストだけと捉えるのか、それとも信頼と捉えるのかというような話も、大きな政治的判断があると思うので、機構から、どういうものかいいとか悪いとかいうコメントは、ちょっと差し控えたいと思ひます。

【吉山委員】 先ほど、払出簿との突合という話が出ていたんですが、払出簿がもう破棄されてしまっていないというのは、どのぐらいの割合なのか。全部残ってはいないと思ひのですが。

【伊原記録問題対策部長】 すみません、破棄が何件かというのは分からないんですけども、払出簿は2億1,000万件残ってしまひて、それは今回、全部を紙台帳検索システムの中に収載してあります。もともと何件あったかは、正直分からないです。

【吉山委員】 払出簿をそんなにたくさん見たわけではないんですけども、お名前が漢字だけとか、片仮名だけとか、あと読めないというのは、大体の感覚でいいですけども、どのぐらいありましたでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 それは分からないですね。いつ頃作られた払出簿だとか何とかによって全然違ひますので、なかなか、どのぐらいかというのは、今は分からないです。

【吉山委員】 分かりました。

【伊原記録問題対策部長】 ただ、今、払出簿が役に立つのは、未統合記録を探すときには役に立つと思っているんです。

【吉山委員】 はい、分かりました。

【伊原記録問題対策部長】 払出簿は、名前と手帳記号番号を全部データに入れておりますので、作業はできることになっています。今回やったのは、その中で作業ができなかったものについて、未統合記録と払出簿の比較、突合せをやったということです。

【吉山委員】 すみません、コストという話が出ているんですが、このコストが膨らめば膨らむほど、今後、何が減るのでしょうか。例えば、経費として年金事務所の事務経費を減らさなければいけないとか、皆さんの将来の年金額を減らさなければいけないとか、何か影響が出るとお考えでしょうか。

【伊原記録問題対策部長】 今、この突合せ作業のために国から頂いている費用は、年金保険料とかではなくて、いわゆる税金を財源としていただいております。したがって、今のところは、ほかの作業にしわ寄せしてどうこうという形ではありません。

【吉山委員】ということは、税金がどんどん使われていくということよろしいですね。

【伊原記録問題対策部長】 どんどん使われるということではなくて……。

【吉山委員】 ちょっと変な質問でごめんなさい。

【伊原記録問題対策部長】 ある目的を持ってやっているんだと思います。

【片桐委員】 それに関連して、よろしいでしょうか。

未統合記録のサンプル調査で、業務委託費から試算すると1件当たり1,500円と。それで、そちらではないほう、普通の紙台帳とコンピュータ記録との突合せ、4ページの業務委託費から試算すると3,400円で、何でそんなに金額が違うのかと考えたところ、おそらく未統合記録はかなり専門的な技術が必要なので、外注費で解決できないような内容なのではないかと推測するんです。要するに、内部の労務費を使うというか、内部で専門的な知識のある人がやったから、業務委託費が1,500円というような結果になっているのではないかと推測するんですが、そういうことはありますか。

【伊原記録問題対策部長】 全く同じ拠点でやっております。なぜ3,400円と1,500円の違いが出るかといいますと、これは作業時間なんです。先ほど申し上げた通常の紙コンのほうは、今あるオンラインの記録と紙台帳の記録を一つ一つチェックしていく作業です。したがって、受給者ですと、一次審査で、1人目の人と2人目の人がチェックするといっ

た手順があるため、平均90分かかるんです。それに対して、未統合記録のチェックは、作業的にはその何分の1の時間で済みます。だから、専門性は、要らないわけではないですが、業務委託で可能な範囲です。ただ、作業時間が違うということです。

【片桐委員】　　ということは、未統合記録のほうが容易に結果が出せるということなんですね。

【伊原記録問題対策部長】　　作業は早くできるということです。

【片桐委員】　　分かりました。

【藤原事業企画課長】　　記録問題の経費という点でお話がありました。年金記録問題の経費につきましては、年金特別会計の中に業務勘定という勘定がございまして、そちらで歳入歳出を管理しているところです。その業務勘定の仕事の中では、保険料を財源としている、例えば一般的なシステムの経費などは保険料を財源として賄っておりますけれども、それ以外に、人件費、一般管理費、それから、記録問題は、税を財源として賄っているという経費でございます。

　　したがって、記録問題に関する費用というのは、毎年、予算要求をさせていただいて、国の一般会計から繰り入れをいただいて、それで賄っているという内容でございます。記録問題全体の予算、今、23年度で1,000億円を超えるぐらいの予算になっておりますが、その中で、どのように必要な対応、対策を、優先順位をしっかりとってやっていくかというのは、予算編成においては常に私どもも一生懸命、知恵を絞りながらやらせていただくということでございます。

【高山委員長代理】　　二回にわたってアンケート調査の結果をお示しいただき、紙コンのコストやベネフィットがだんだん分かってきました。今後、更に別のサンプル調査を予定しているのか。これが一点目です。

　　二点目。今年度予算で、大体どこまでできる見通しなのかということをお伺いしたい。年齢の高い順から始めております。年金受給者について紙コン業務の終了時点は、いつ頃を予想しているのか。

　　三点目。仮に4年間で集中的に全部終わらせるのではなく、別のオプションをとった場合に、どの程度、お金が掛かるのかということも含めて、お示しいただいたほうが、更に議論が深まるのではないかと思います。たとえば、受給者については全部やるものの、まだ受給していない人たちについては、集中的に紙コン業務としてはやらない、ただし、新規裁定時に、1人ずつ紙台帳も含めてチェックしながらやっていくというようなオプショ

ンです。いずれにせよ、いろいろなオプションについてお示しいただいたほうがよいのではないかと思います。

四点目。皆さんの間にはほとんど誤解はないんですが、そもそもなぜ紙コンをやろうとしたのか。紙コンをやれば、未統合記録5,000万件は最後の一人まで名寄せができて、問題がすべて解消するのではないかという期待や錯覚があった。それで、紙コンをやろうではないかという話になったと思います。ところが、実際は、未統合記録を全部名寄せするという事は、結果的には紙コンではできない。少なくとも名寄せという点でいえば、紙コンでできることは限られている。それが、今回、数字で明らかになった。

そうすると、紙コンをやっても5,000万件の名寄せは全部終わらない、未統合記録はそれなりに残る。そういう話になったときに、どうして紙コンを最後まで徹底的にやるのか、紙コンを何のためにやるのかということについて、もう一回議論をすることが必要です。

今の段階は、とにかく紙コンをやらないと皆さんが許してもらえない。ただ、紙コンに対する期待・錯覚と現実との差がこういう形で次々に明らかになってきた中で、紙コンの位置付けや、できることとできないことなど、をさらに丁寧に説明してもらう必要があります。

以上です。

【伊原記録問題対策部長】 では、私のほうから、選択肢を示すべきという話については、多分、厚生労働省でお考えいただくことだと思いますので、それ以外のことについてお話ししたいと思います。

まず、サンプル調査について、ほかに何を予定しているかということにつきましては、一つだけ予定しております。先ほどの未統合記録、29ページを御覧いただきますと、976万件のサンプル調査を行いました。1,001万件のところも、最近、なかなか作業が進まない案件も増えてきておりますので、ここもあわせて、紙コンがどのぐらい効果を持つのかということについて、もっと少ないサンプルですけれども、やりたいと思っております。作業は、今、実施中でございます。

それから、今年度予算でどこまでいくかですが、これにつきましては、実は今後の作業の進め方をどうやってやるかによって変わってまいります。なぜかと申しますと、厚生年金の記録だけを中心にやるのか、それとも国民年金と一緒に作業するのかとか、要はそういうことによって処理の方針が変わってまいりますので、今ここで、どこまで、何万件、どうなるかということは申し上げられません。ただ、先ほどの受給者を今のペースで全部

やったらどうなのかといいますと、年度内に終わることはありませんで、やはり来年度いっぱいというか、来年度は掛かるだろうと思います。

それから、紙コンをやろうとした理由は何かという辺りにつきましては、私自身も、日本年金機構に行ったのが去年の1月からでございまして、それ以前のことについてはあまり詳細を把握していないんですが、高山委員長代理が言われたように、未統合記録が見付かるだろうということは、一つはあったと思いますが、もう一つ、果たして紙台帳からコンピュータ記録への入力が正確になされたのかという点についても随分と疑念が出ました。それを受けて、当時、厚生年金も国民年金もサンプル調査をやって、数%の確率で不一致があるという結果があったので、単に未統合記録の問題だけではなくて、調べるべきという意見が出たというふうに理解しております。

今回、未統合記録については1%を下回るぐらいしか見付からないという結果が出ておりますが、いわゆる本体の基礎年金記録との関係でいけば、厚生年金などは見付かる方も相当出ておりますので、両方の理由があったのではないかと私は理解しております。

以上です。

【石井年金管理審議官】 もう一点、高山委員長代理から、4年間で全件照合という従来の方針だけでなく、別のオプションを想定してみて、そのオプションをとったときに、どれぐらいの費用が掛かるのか示してみてもどうかという御提案がございました。紙台帳とコンピュータ記録の突合せにつきましては、改めて申し上げるまでもなく、民主党マニフェストで掲げられた政策でございます。先ほど大塚副大臣がおっしゃっていた中にも、政治的なコミットメントなので、経済的な意味でのコストベネフィットで考えるべきではないと、こういう強い御意見も中にはあるんだというお話があったところでございます。したがって、先ほどの高山委員長代理からの御提案について、私ども事務方でどうこうお答えするのはなかなか難しいと考えます。今日、高山委員長代理からそういう御提案があったということを持ち帰りまして、報告をさせていただきたいと思っております。

【草野委員】 質問なんですけど、6ページのサンプル調査のところで、1万件で84名回答、1%以下ですよ。そうすると、976万件のうち1%以下というと、900万件ぐらいはやはり分からないということですか。

【伊原記録問題対策部長】 はい。

【草野委員】 それについては、何か、更なる方法、手段というのはあるんですか。

【伊原記録問題対策部長】 今まで、976万件を含めて、未統合記録については、住基ネ

ットにぶつけてみるとか、先ほどの払出簿と照合してみるとか、女性の方の場合、旧姓をいただいていますので、旧姓に置き換えてみるとか、やれることはみんなやってきたんですね。今度は、元々の紙台帳と突合せしようということで、思い付くところはやったというのが今の状況だと思います。したがって、最後と言ってしまっているのか分かりませんが、年金記録回復委員会とも御相談しなければいけません、我々として、今、考えていますのは、ねんきんネットにデータを入れて検索できる形で、知っているのは御本人しかいませんから、御本人からアプローチしていただくということではないかと思っております。

【草野委員】 厚生労働省の皆さんに伺いたいんですが、サンプル調査結果から推測してみると約900万件が多分分からないということは、どう評価していらっしゃるんですか。

【榎本年金記録回復室長】 今の御指摘は、976万件の中で発見率はこの程度だったということ踏まえて、これをどう評価するのかというお尋ねだと思います。この辺りは、これをやるのか、あるいはやらないのかという議論も当然あるかと思えます。そういった辺りも含めて、党の方ともよく相談しながら、今後、議論、整理をしていきたいと思っております。

【郷原委員長】 よろしいでしょうか。

それでは、特にほかにはないので、今日のヒアリングはこれで終了したいと思います。

本日の議事は以上です。これで委員会は終了とさせていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、有難うございました。